

現場代理人等取扱要領の一部改正について

令和6年3月
岩国市契約監理課

建設工事における現場代理人及び主任技術者について、複数の工事を同一の者が兼務することができる要件を一部改正しましたので、お知らせします。

【改正内容】

○現場代理人及び主任技術者の兼務を認めない工事

改正前

工事が次のいずれかに該当するときは、当該工事と他工事の現場代理人及び主任技術者の兼務を認めないものとする。

- ① 解体工事等のうち低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- ② 共同企業体が施工する工事
- ③ 工事の内容等から兼務が困難と認める工事

なお、当該工事の現場代理人は、同一工事の配置技術者を兼ねることができるものとする。

改正後

工事が次のいずれかに該当するときは、当該工事と他工事の現場代理人及び主任技術者の兼務を認めないものとする。ただし、当該工事と直接関連する随意契約により受注した工事を除く。

- ① 全ての低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- ② 共同企業体が施工する工事
- ③ 工事の内容等から兼務が困難と認める工事

なお、当該工事の現場代理人は、同一工事の配置技術者を兼ねることができるものとする。

その他の現場代理人及び監理技術者等の配置等に関する詳細は、「岩国市現場代理人等取扱要領」、「監理技術者制度運用マニュアル」、「監理技術者等（監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱いについて」及び「建設業法改正に伴う監理技術者の専任の緩和について」によるものとする。

【対象工事】

令和6年4月1日以降、契約締結の日に関わらず、全ての建設工事を対象とする。